

越生町男女共同参画プラン

(第5次計画)

令和8年度～令和12年度

素案

令和8年4月

越 生 町

はじめに

我が国では、平成11（1999）年6月に施行された男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。平成27（2015）年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立するなど、様々な分野で女性の活躍を推進するための法律・制度が整備されつつあります。



また、令和6（2024）年4月には、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という）が施行され、市町村は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努めることとされました。

一方で、世界経済フォーラムが令和7（2025）年6月に発表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は148か国中118位であり、依然として性別による役割分担意識、性の違いによる偏見や無意識の思い込みなど、社会全体において取り組むべき課題が残されています。

こうした状況のなか、本町では、効果的な施策を展開するための総合的な指針として、「越生町男女共同参画プラン（第5次）」を策定し、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり」、「誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり」を基本目標としたプランを定めました。

今後は本プランに基づき、多様性社会の実現に向けて取り組んでまいります。男女共同参画社会の実現は、行政だけの取り組みだけでなく、町民、事業者、団体等の皆様にも、それぞれの立場で取り組んでいただく必要があります。町としても、この計画の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、アンケートにご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました越生町男女共生推進会議の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和8年4月

越生町長 新井 康之

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけと性格	3
3 計画策定の背景	4
(1) 近年の国の主な動き	4
(2) 近年の埼玉県の主な動き	5
(3) 近年の越生町の主な動き	6
(4) 社会環境の変化	7
(5) 意識調査の結果	10
4 課題のまとめ	14
5 計画の期間	15
6 数値目標（指標）の設定	15
7 第4次計画の達成状況	16
第2章 基本理念と基本目標	22
1 基本理念	23
2 基本目標	23
3 施策の体系	25
第3章 計画の内容	27
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	28
(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進	28
(2) 男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進	29
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり	32
(1) 意思決定過程への女性参画の推進	32
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	33
(3) 働く場における男女共同参画の推進	35
(4) 国際理解の推進	37
基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画の まちづくり	39
(1) 生涯を通じた健康支援の推進	39
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）	42
(3) 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）	43
第4章 計画の推進	46
1 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実	47
2 町民との協働による計画の推進	47
3 国・県及び関係団体との連携	47

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきています。

これまでに、国は、平成11（1999）年6月に施行された男女共同参画基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

令和2（2020）年12月には、この「男女共同参画基本計画」を改訂し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等により、我が国の男女共同参画は国際的に遅れていること、経済的分野においては役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用が十分でないことから、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの加速化の必要性を指摘するとともに、首都直下型地震などの大規模災害の発生が想定されるなかで、非常時に女性にかかる困難が深刻化しないよう、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進していく必要があるとされています。

また、国際的には、ジェンダー平等の実現を目標の一つとする持続可能な開発目標（SDGs※1）の推進について合意がなされ、令和12（2030）年までに、これを達成することを目指しています。

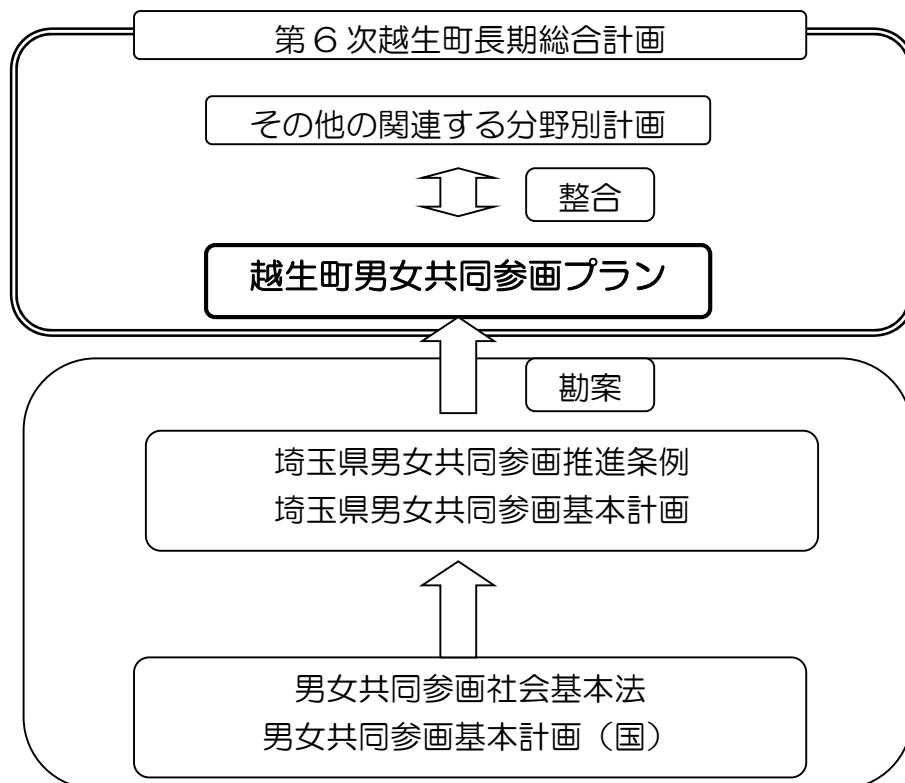
このような状況のなか、本町では、「越生町男女共同参画プラン（第4次）」により、男女共同参画社会の実現の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、令和7年度をもって同プランの計画期間が終了することから、国の計画や関係法等の施行等を踏まえ、新たな課題解決に向けて、「越生町男女共同参画プラン（第5次）」を策定します。



※1 SDGs：持続可能な開発目標のことで、Sustainable Development Goals の略。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

2 計画の位置づけと性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された本町の基本計画です。
- (2) 「第6次越生町長期総合計画」の「人を活かし人が活きるまち」における部門計画として位置付けます。策定及び推進にあたっては、町の関連計画との整合性を図ります。
- (3) 国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえたものになっています。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条）」に基づく市町村基本計画です。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条）」に基づく市町村推進計画です。
- (6) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第8条）」に基づく市町村基本計画です。
- (7) この計画は、町民の委員による「越生町男女共生推進会議」から意見を伺うなど、町民の意見や要望を反映して策定しました。



3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、この間の社会情勢の変化や法改正などにより、必要に応じて見直しを図ります。

4 計画策定の背景

(1) 近年の国の主な動き

国は、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、「社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進を図ることが重要」との認識のもと、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。これにより、男女共同参画社会の形成が統合的・計画的に推進されることになりました。

平成27（1997）年には、「女性活躍推進法」が施行され、行政や民間企業が女性の活躍の機会を増やすために具体的な取り組みや目標を定めることになりました。

令和2（2020）年には、第5次男女共同参画基本計画が策定され、目指すべき社会として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4つが示されています。

令和5（2023）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状を鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています。

他にも、出産を契機に女性が非正規雇用化する、「L字カーブ」の問題や、男女間賃金格差の問題があるほか、女性の貧困に関する問題なども示されるなど、男女共同参画の課題が顕在化しています。こうした状況において、令和6（2024）年には、ドメスティック・バイオレンス（DV）※2や生活困窮などに苦しむ女性の福祉の増進を図るため、「女性支援法」が施行されました。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける身体的・精神的・性的暴力、虐待のことである。これまでには、私的なこととして扱う風潮の影に阻まれ、表面化されにくかったが今日では女性や子どもの人権問題として解決すべき重要な社会問題として認識されるようになりました。

(2) 近年の埼玉県の主な動き

県は、全国に先駆けて平成12（2000）年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく初の基本計画として平成14（2002）年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

令和2（2020）年に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」では、性的マイノリティ※3に分類される方は約30人に1人という結果であり、その内、自死の可能性を考えたり、不快な冗談などハラスメントを受けた経験があると回答した方が一定数いることを受け、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、令和4（2022）年7月に制定されました。

令和4（2022）年3月には、「男女共同参画の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～」を計画目標に掲げ、計画を推進するために、男女の人権の尊重、多様性に富んだ活力ある社会の構築、ワーク・ライフ・バランス※4の推進、SDGsの実現の4つの基本的な視点を設定した「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

令和6（2024）年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく都道府県基本計画である「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定されました。

※3 性的マイノリティ、性的少数者（LGBTQ）：性自認が生まれた時の身体的な性別と異なっていたり、性的指向が異性愛ではない人々のこと、L：レスビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（生まれた時の性別にとらわれずに生きたい人）、Q：クエスチョニング（性的指向を探している状態の人）

※4 ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることで、「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業にとっては、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

(3) 近年の越生町の主な動き

町は、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、男女共同参画社会の実現のため、平成14（2002）年に「越生町男女共同参画プラン（第1次）」を策定しました。

その後、平成23（2011）年に「越生町男女共同参画プラン（第2次）」、平成28年（2016）年に「越生町男女共同参画プラン（第3次）」、令和3（2021）年に「越生町男女共同参画プラン（第4次）」を策定し、男女共同参画社会の推進を図ってきました。

また、令和6（2024）年には、性的少数者※3の社会生活における利便性と支障の緩和を目的とした「越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※5」を開始しました。

※5 越生町パートナーシップ宣誓制度：お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束したお二人（双方又はいずれか一方が性的少数者である方）が町長に対してパートナーであることを宣誓し、町は宣誓書受領書・宣誓書受領カードを交付する制度です。

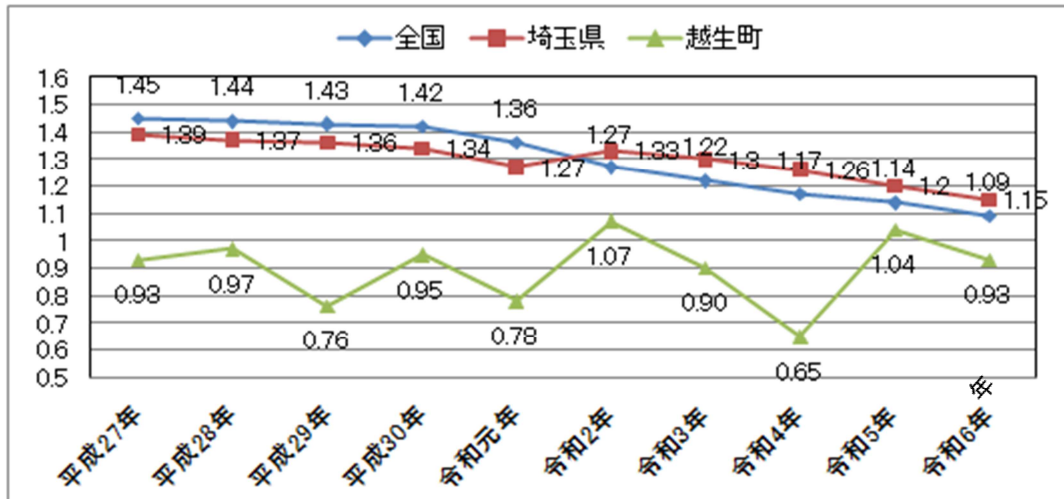
※5 越生町ファミリーシップ宣誓制度：パートナーシップを宣誓したパートナーと、そのこどもや親を含めた関係に対し、町が宣誓書受領書・宣誓書受領カードを交付する制度です。

(4) 社会環境の変化

① 少子化の状況

少子化の状況を合計特殊出生率※6の推移（図1）でみると、全国および県では、緩やかに減少しているのに対して、町は、一定の水準は保っているものの、国や県と比較すると、低い数値が続いています。令和6年の合計特殊出生率は、全国が1.09、県が1.15に対し、町は0.93と依然として低い状況にあります。

■図1 合計特殊出生率の推移

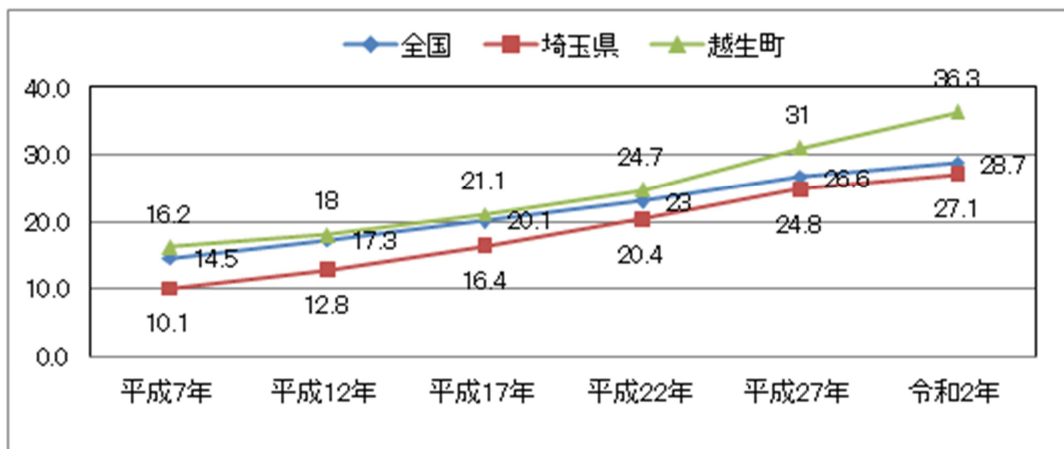


資料：埼玉県統計

② 高齢化の状況

本町の高齢化は、高齢化率の推移（図2）で示すとおり、着実に増加している状況にあります。令和2年の高齢化率は、全国で28.7%、県が27.1%、町は36.3%の状況となっています。高齢化社会の動きは、さらに進むと予想されます。

■図2 高齢化率の推移



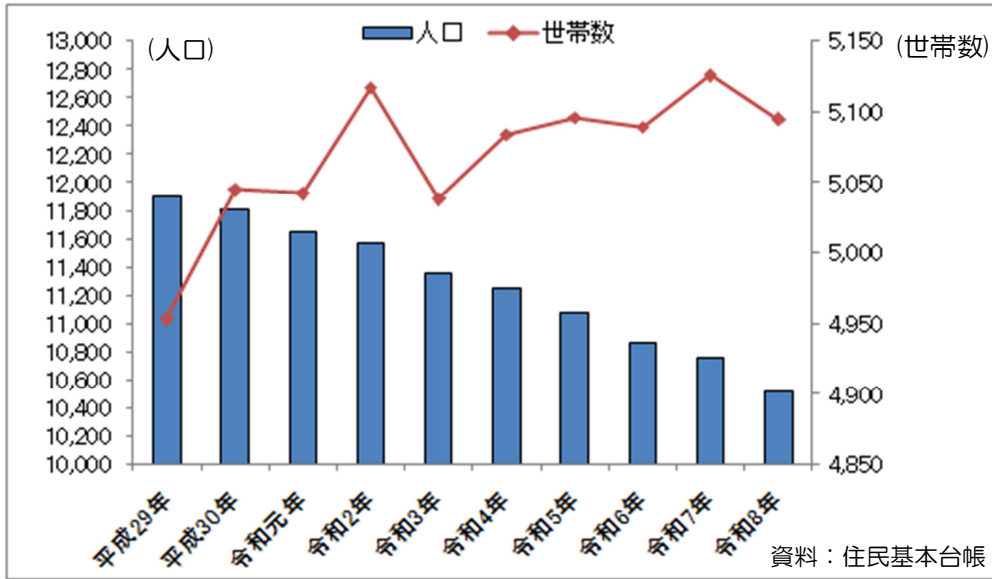
資料：国勢調査

※6 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の平均のこどもの数を言います。

③ 人口の状況

本町の総人口は、平成12(2000)年まで増加し続けていましたが、以降は減少に転じ、令和8(2025)年では10,516人となっています。一方で、世帯数は、同一の水準を維持している状況にあり、核家族化の進行や未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加などの状況が表れていると考えられます。

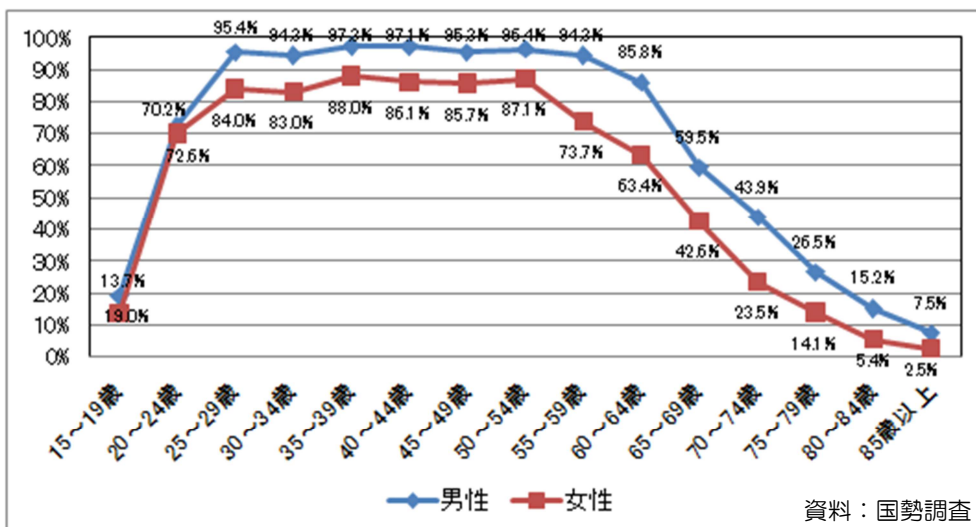
■図3 越生町の人口及び世帯数の推移



④ 女性の社会進出の状況

本町の令和2年国勢調査における男女別労働力率※7(図4)をみると、男性・女性、共に台形型の曲線になっていて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの改正、子育て環境の充実等によって、女性を取り巻く就労環境が改善されつつある傾向が表れていると考えられます。

■図4 越生町の男女別労働力率の推移

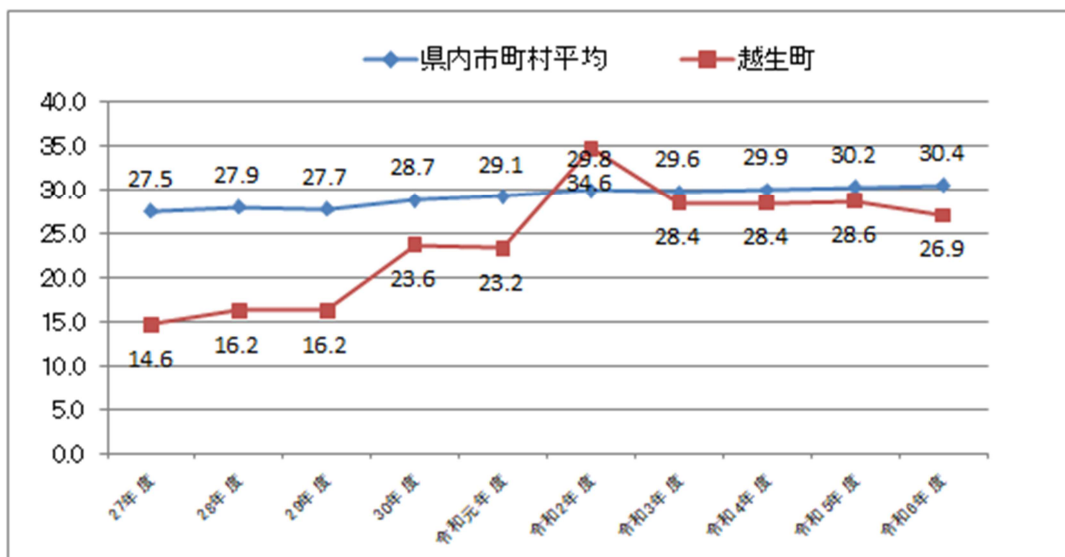


※7 労働力率：生産年齢人口（15歳～64歳）に占める労働力人口（生産年齢人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口）の比率のことです。

⑤ 審議会等における女性の参画状況

第4次計画では、審議会等における女性委員の比率を令和7年度までに35%とすることとしていましたが、審議会等における女性委員の比率（図5）で示すとおり、令和6年4月現在で26.9%にとどまっている状況です。

■図5 審議会等における女性委員の比率



資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年度4月1日現在）

(5) 意識調査の結果

男女平等意識調査

- 1 調査対象者：越生町在住 18 歳以上の男女 500 人（無作為抽出）
- 2 調査期間：令和 8 年 2 月 3 日～2 月 17 日
- 3 調査項目：男女の平等感、家庭生活、地域活動、仕事、ドメスティック・バイオレンス（DV）、防災など
- 4 回答結果
回答率：53.4%

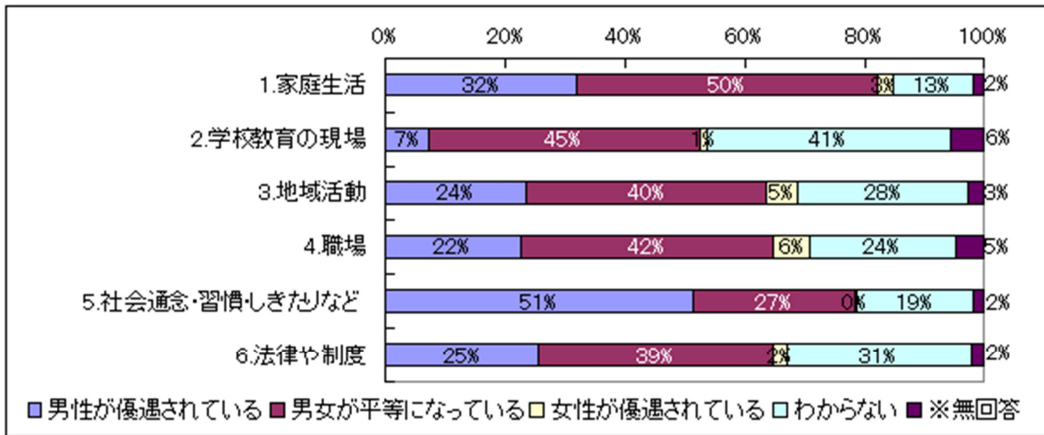
① 男女の平等感

越生町男女平等意識調査（以下「意識調査」という。）の結果をもとに、各分野ごとの男女の平等感（図 6）をみると、全体では「家庭生活」「学校教育の現場」が比較的平等感が高く、「社会通念・習慣・しきたりなど」の面で比較的低くなっている状況です。

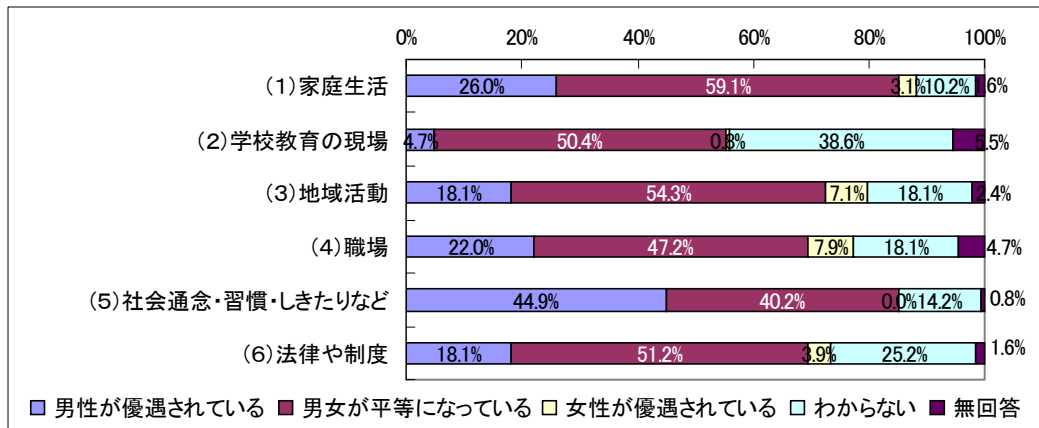
また、女性は男性に比べ「社会通念・習慣・しきたりなど」や「法律や制度」の面で「平等になっていない」と考える方が特に多い結果となっています。

■図 6 男女の平等感

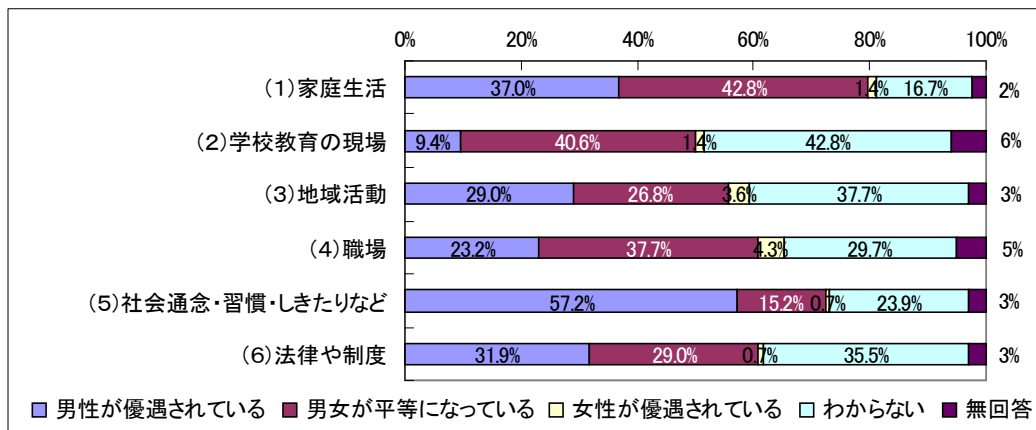
全体



男性



女性



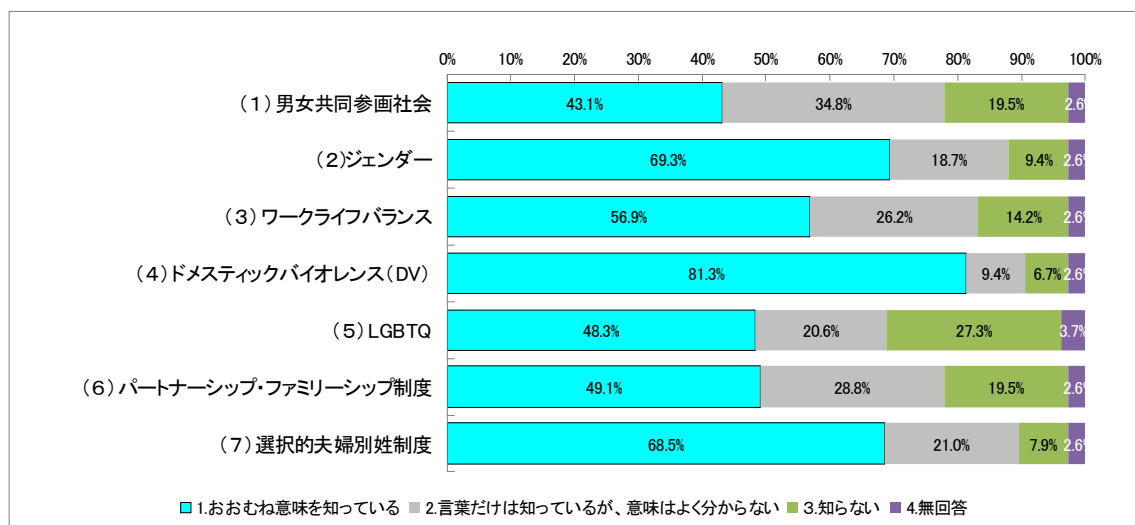
資料：男女平等意識調査（令和7年度）

② 男女共同参画における項目の認知度

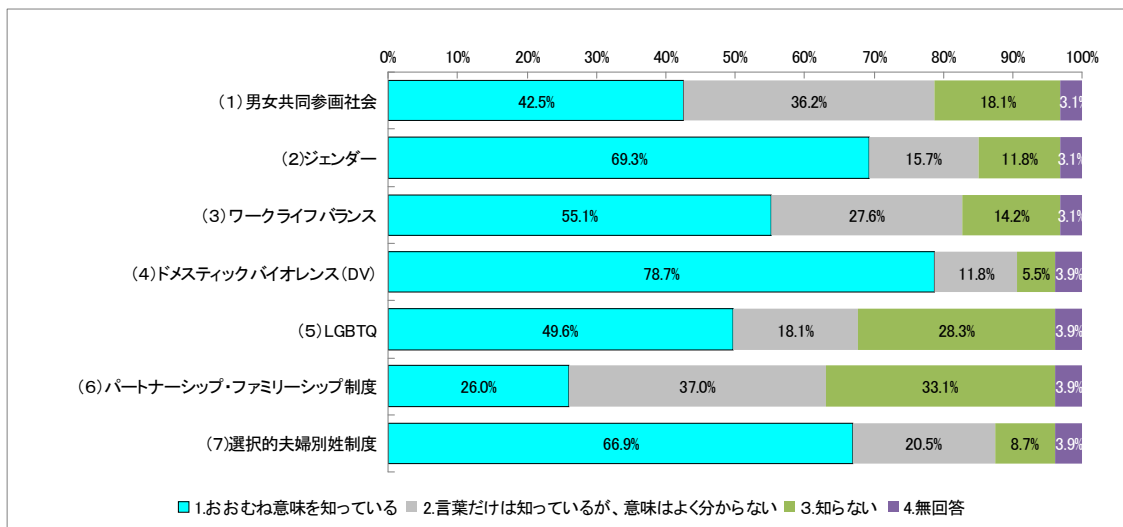
男女共同参画における設問において、各項目の認知度についてたずねたところ、全体において「内容を知っている」という回答では、「ドメスティックバイオレンス（DV）」が81.3%と最も高く、次いで「ジェンダー」が69.3%となっています。一方、「言葉だけは知っているが、意味はよく分からない」という回答では、「男女共同参画社会」が34.8%と最も高く、次いで「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が28.8%となっています。「知らない」という回答では、「LGBTQ」の27.3%が最も高く、次いで「男女共同参画社会」「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が同率19.5%となっています。

■ 図7 男女共同参画における項目の認知度

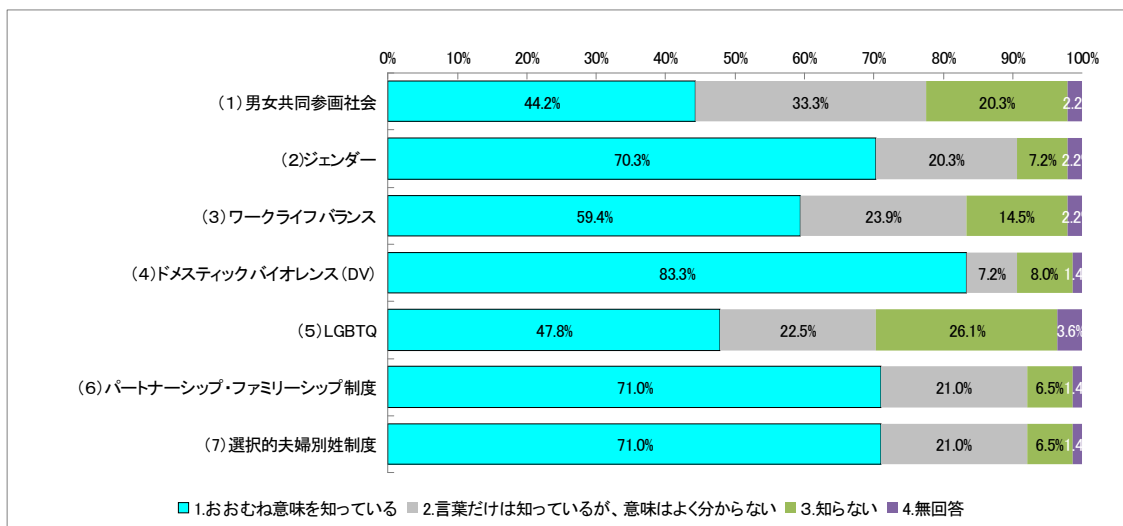
全体



男性



女性



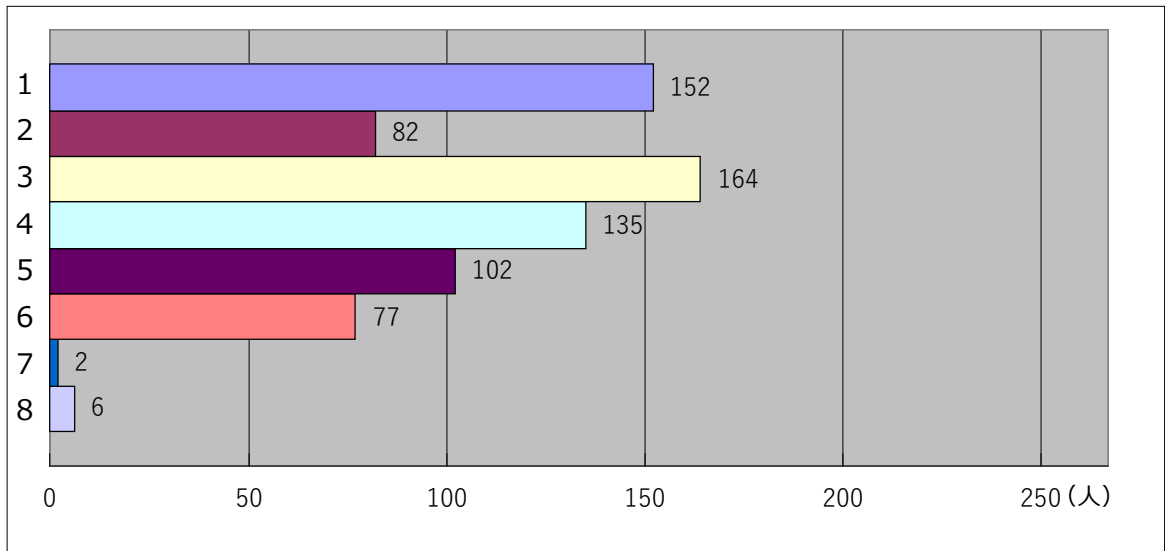
資料：男女平等意識調査（令和7年度）

③ 男女の性別に配慮した防災についての意識

防災に関する設問において、防災・災害復興時、避難所にはどのようなことが大切かたずねたところ、「プライバシーを確保するための間仕切り」が164人と最も多く、次いで「男女等性別で分けた更衣室」が152人、「安全で行きやすい場所の男女等性別で分けたトイレ」が135人となっています。

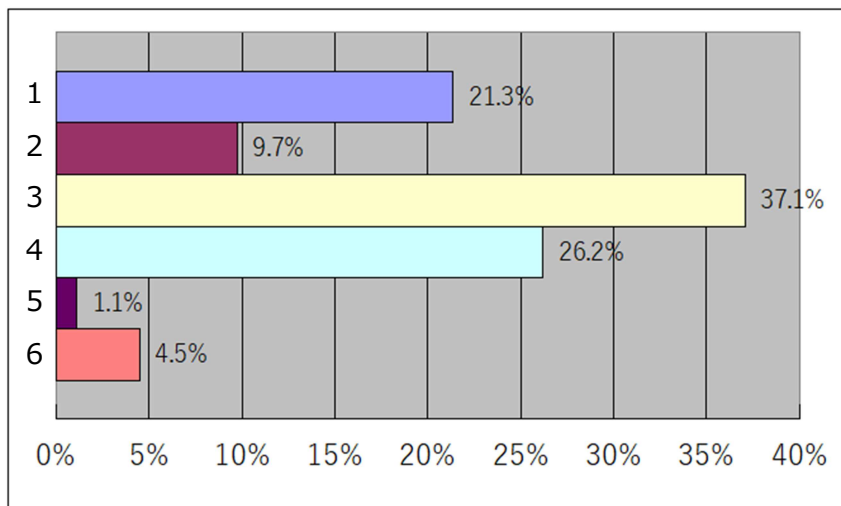
災害に備える体制整備にあたり、男女共同参画の視点を活かすためにはどのようなことが必要かたずねたところ、「災害に関する対応マニュアルに男性、女性の意見を反映させる」が37%と最も高く、次いで「備蓄品に女性の視点を活かす」が26%、「防災分野の委員会や会議に、女性が参加する」が21%となっています。

■図8 男女の性別に配慮した防災についての意識
 防災・災害復興時、避難所にはどのようなことが大切だと思いますか。



- 1.男女等性別で分けた更衣室 2.授乳室 3.プライバシーを確保するための間仕切り
 4.安全で行きやすい場所の男女等性別で分けたトイレ
 5.小さい子連れの親子や障がい者、高齢者が安心して過ごせるスペース
 6.避難所運営の責任者に男性、女性ともに配置されること 7.その他 8.無回答

災害に備える体制整備にあたり、男女共同参画の視点を活かすためにはどのようなことが必要だと思いますか。



- 1.防災分野の委員会や会議に、女性が参加する 2.自主防災組織への女性の参加促進を図る
 3.災害に関する対応マニュアルに男性、女性の意見を反映させる
 4.備蓄品に女性の視点を活かす 5.その他 6.無回答

5 課題のまとめ

(1) 男女の平等感

理想の男女共同参画社会とは、性別によって人生の選択肢が狭められない世界。そして誰もが自分らしく生きられる社会です。

町が実施した意識調査をもとに、図6のグラフにおける男女の「平等感」を見ると、「家庭」や「教育」では平等感が高く、「社会通念・習慣・しきたりなど」では、低いということがわかります。特に、「社会通念・習慣・しきたりなど」「法律や制度」で不平等感が高いという結果となっています。

また、「法律や制度」では、男性は「平等になっている」と感じる人が多い一方、女性は「男性が優遇されている」と感じている人が多く、男性と女性で感じ方に違いがあるという結果となりました。

(2) 男女共同参画における項目の認知度

基本的人権が確保される男女共同参画社会とは、性別にとらわれることなく、一人の人間として人権が尊重され、自らの特性や存在に誇りを持つことができ、安心して暮らせる社会です。

夫婦やパートナーなどからのドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

本プランの作成において、図7全体の「男女共同参画」「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」「ドメスティックバイオレンス（DV）」「LGBTQ」「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」「選択的夫婦別姓制度」の7つの項目において、「おおむね意味を知っている」が約半数でした。

しかし、男性と女性それぞれのグラフを比較すると「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」においては男性が26%、女性が71%と性別により認知度に差のある項目があることがわかります。

男女共同参画に関する項目の「認知度」は、政策の実効性を左右する“基盤”として非常に重要です。認知が低いと制度改革も意識改革も進みにくく、逆に認知が高いほど行動変容や社会的支持が得られやすくなります。

社会全体として、様々な立場の人の声が反映されるよう働きかける必要があります。

(3) 男女の性別に配慮した防災についての意識

人口減少・高齢化社会が進展する中で、男女の性別に配慮した防災意識は、近年とても重要視されるようになっていきます。

災害時のニーズは性別によって異なることが多く、そこに配慮が欠けると、避難生活の安全性や健康、尊厳が損なわれることがあるからです。

図8のグラフからは「プライバシーを確保する為の間仕切りが避難所設営には大切」だと考える人が多く、性別に配慮した防災は「女性のためだけ」ではなく、誰もが安心して避難できる環境をつくるための重要な視点

だということがわかります。

(4) 全般（まとめ）

今日の社会情勢は大きく変化し、男女とも、自らの意思により能力を発揮し、活躍できる環境は広がりつつあります。

しかし、町の意識調査の結果に表れているように、依然として性別によって平等ではないという思いが強く残っており、働く女性の環境整備や介護の問題、配偶者等からの暴力など、解決すべき課題があるのが現状です。

全国的な傾向と同様に、本町においても、高齢者が増加し生産年齢人口が減少していくことが予測されます。子育てや介護などを支えるためには、これまでの枠にとらわれず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮して、地域全体の活力を高めていく必要があります。

すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、いきいきと充実した生活を送ることができる社会を目指す男女共同参画の推進は、行政だけでなく、関係機関や町民と共に進めていくことが大切です。

6 数値目標（指標）の設定

越生町の男女共同参画に向けた取り組みをより積極的かつ計画的に推進するため、数値目標を設定します。数値目標を設定することにより、町の状況がどの程度進んでいるか検証し、また、成果をわかりやすくするものです。

ただし、目標数値については、過去のデータの推移、現在の社会状況及び今後の見通しなどを勘案し、適切な数値設定をするとともに、状況によって見直しをする場合があります。

7 第4次計画の達成状況

第4次計画については、令和3年度を初年度とし、令和7年度を終期とする5か年計画でした。

第4次計画について下記のとおり達成状況の評価を行いました。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

各事業において、「相談窓口の周知」「指導の充実」「生活指導や進路指導の充実と体験学習による職業観の育成」「国際化へ対応した教育」については、想定以上の評価をあげました。その一方で、「まなび亭出前講座の活用」「生涯学習人材登録制度の活用」「教育相談の充実」については、期待どおりの成果となりませんでした。

また、「パネル展の開催」「出前講座の開催」「各種学級・講座の充実」「暴力の防止に向けた啓発活動」「啓発紙の発行等による啓発」については、事業の実施に至りませんでした。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

各事業において、「地域における子育て支援の充実」「家庭における子育て支援の充実」「子育てに関する相談体制の推進」については、想定以上の評価をあげました。その一方で、「審議会等への女性の参画の推進」「公募による委員の拡大」「介護保険制度の普及」「男女雇用機会均等法の周知」「多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備」「家族経営における役割分担の明確化」については、期待どおりの成果となりませんでした。

また、「女性団体、女性リーダーの育成」「男性リーダーの育成」「子育てに関する講座の実施」「家庭教育の実施」「各種教室・講座の充実」「国際理解の推進」「異文化体験事業の実施」「外国語教室の開催」「外国語学習サークルの育成」については、事業の実施に至りませんでした。

基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

各事業において、「障がい者の就労支援」「ひとり親家庭に対する各種支援の実施」「防犯対策の意識啓発」については、想定以上の評価をあげました。その一方で、「女性特有のがん検診の推進」「ママパパ教室の開催」「スポーツレクリエーション活動の推進」「自主防犯組織の組織化」については、期待どおりの成果となりませんでした。

また、「親子体験教室の開催」「高齢者の学習の場の提供」については、事業の実施に至りませんでした。

第5次計画では、これまでの施策の達成状況を踏まえ、実効性ある計画として策定していくことが大切です。

■表 第4次計画の評価結果

基本目標	施策	評価
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	男女共同参画に関する意識啓発の推進	
	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進	
	広報紙及びホームページの活用	B
	講演会・講座等の開催	B
	パネル展の開催	D
	出前講座の開催	D
	男女共同参画の視点に立った文書等の表現の見直し	B
	性的少数者への理解	B
	性別による固定的役割分担意識の解消	
	男女共同参画に関する意識調査の実施	B
	各種相談事業の実施	
	人権相談の実施	B
	行政相談・法律相談の実施	B
	相談窓口の周知	A
	人権を尊重するための意識啓発と情報提供	
	職員研修の実施	B
	人権問題講演会の開催	B
	公共施設等における情報提供	B
	男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進	
	学校教育における男女平等教育の推進	
	教職員研修の充実	B
	指導の充実	A
	生活指導や進路指導の充実と体験学習による職業観の育成	A
	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の充実	B
	国際化へ対応した教育	A
	生涯学習における男女共同参画の推進	
	各種学級・講座の充実	D
女性のチャレンジ支援事業の情報提供	B	
託児サービスの実施	B	
まなび亭出前講座の活用	C	
生涯学習人材登録制度の活用	C	
男女共同参画に関する図書や資料の充実	B	
家庭教育における男女共同参画の推進		
家庭教育学級の充実	B	
教育相談の充実	C	

第1章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策	評価
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）	
	暴力の防止に向けた意識啓発	
	暴力の防止に向けた啓発活動	D
	啓発紙の発行等による啓発	D
	相談体制の充実	
	相談事業の実施	B
	相談窓口の周知	D
	暴力被害者の保護と支援	
	保護支援体制の整備	B
	関係機関との連携	B
	安全の確保への配慮	B
	多様な自立に関する支援の提供	
	自立に関する支援の充実	B
2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり	政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画	
	審議会等における女性の割合の向上	
	審議会等への女性の参画の推進	C
	公募による委員の拡大	C
	女性職員の積極的な登用	B
	職員研修の実施	B
	男女の人材発掘・リーダー等の育成	
	女性団体、女性リーダーの育成	D
	男性リーダーの育成	D
	男女の家庭生活と地域活動との両立支援	
	地域における子育て支援の充実	
	乳幼児健診・家庭訪問の充実	B
	妊婦健康診査の実施	B
	地域における子育て支援の充実	A
	家庭における子育て支援の充実	A
	子どもの発達への支援	B
	保育サービスの充実	B
	学童保育室の充実	B
	病児・病後児等緊急サポート事業の実施	B
子育てに関する講座の実施	D	
子育てに関する相談体制の推進	A	
男女が共に支える介護支援の充実		
介護サービス基盤の充実	B	
介護相談窓口の充実	B	

基本目標	施策	評価	
2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり	介護者家族のつどいの開催	B	
	在宅保健福祉サービスの充実	B	
	介護保険制度の普及	C	
	家庭生活における男女共同参画の推進		
	家庭教育の充実	D	
	各種教室・講座の充実	D	
	地域活動における男女共同参画の推進		
	地域活動への参画の促進	B	
	コミュニティの推進	B	
	働く場における男女共同参画の推進		
	職場における男女平等の促進		
	男女雇用機会均等法の周知	C	
	女性がいきいきと能力を発揮できる就業支援	B	
	多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	C	
	女性のチャレンジ支援と能力開発		
女性の職業能力開発講座等の情報提供	B		
再就職支援のための情報提供	B		
農林業、商工業における男女共同参画の推進			
家族経営における役割分担の明確化	C		
農業従事者への支援	B		
関係団体の育成	B		
事業所に対する啓発			
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	B		
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供	B		
法制度の周知徹底	B		
国際理解の推進			
国際理解の推進			
国際理解の推進	D		
異文化体験事業の実施	D		
外国語教室の開催	D		
外国語学習サークルの育成	D		
外国人への支援の充実			
外国語による生活情報の提供	B		
3 誰もが健康やかで安心して暮らせる男女共同	生涯を通じた健康支援の推進		
	健康増進事業の推進		
	生活習慣病予防の充実	B	
	がん予防の充実	B	

第1章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策	評価	
参画のまちづくり	女性特有のがん検診の推進	C	
	介護予防の充実	B	
	健康教育の充実	B	
	相談体制の充実	B	
	母子保健事業の充実		
	妊婦健康診査の充実	B	
	ママパパ教室の開催	C	
	新生児訪問指導の充実	B	
	予防接種事業の充実	B	
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発		
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	B	
	母性保護に関する情報提供	B	
	小・中学校における保健教育の充実	B	
	健康づくりの推進		
	健康づくり推進事業の充実	B	
	スポーツ大会・スポーツ教室の開催	B	
	スポーツ、レクリエーション活動の推進	C	
	健康づくりとしてのウォーキングの普及	B	
	食育の推進		
	正しい食の情報提供	B	
	学校給食・保育園給食を通じた食育の推進	B	
	親子体験教室の開催	D	
	安心して暮らせる生活への支援		
	高齢者支援の充実		
	たかとりクラブ（老人クラブ）への支援	B	
	高齢者の就労支援、社会参加の促進	B	
	高齢者への各種支援	B	
	高齢者の学習の場の提供	D	
	障がい者（児）やひとり親家庭の福祉の充実		
	障がい者相談事業の実施	B	
	障がい者の就労支援	A	
	障がい者に対する各種支援の実施	B	
	ひとり親家庭に対する各種支援の実施	A	
防犯体制の整備			
防犯対策の意識啓発	A		
駅前防犯パトロールの推進	B		
防犯パトロール・防犯広報の実施	B		

基本目標		施策	評価
3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり		自主防災組織の組織化	C
		防災体制の整備	
		防災訓練の実施	B
		自主防災組織の充実	B
		災害対策の意識啓発	B

※ この評価は、計画に示された個々の事業についてどれだけの成果が得られたかに着目して行いました。

※ 事業の成果で用いている指標の凡例は、以下のとおりです。

A：期待以上の成果を上げた	B：概ね期待どおりの成果を上げた
C：期待どおりの成果を上げていない	D：実施していない

第2章

基本理念と基本目標

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画では、次の基本理念を掲げ施策を推進します。

基本理念
一人ひとりの人権が尊重され、
男女が共に可能性にチャレンジできる社会の実現

2 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

- 基本目標**
- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - 2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり
 - 3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性を認め合い自立できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った意識の醸成や支援に取り組みます。

人は一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在であるという基本的な認識を持った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を性別にとらわれずに認め合い、自立した生活を送ることができるようにすることが大切です。併せて、男女共同参画社会の実現を地域的な広がりにしていくため、地域活動や町民協働を推進していきます。

また、誰もが多様な生き方が選択できるように、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行うとともに、次世代を担うこどもたちに向けて男女共同参画への理解を促進します。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

性別にとらわれず、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、あらゆる分野の意思決定過程において男女が対等な立場で参画できるよう、様々な取り組みを推進していきます。

社会の構成員の半数を占める女性の意思を施策に反映していくことができるよう、町の審議会等の意思決定過程における女性の参画を進めていきます。自治会や消防団等の地域活動においても女性の参画の意識啓発を図り、女性の意

思が広く反映されていくよう取り組みます。

また、団体及び組織において指導的地位における女性が少ないことから、町がモデルとなり、管理・監督職への女性の登用を推進します。

また、働きたい女性が働き続けることができるよう、就労分野における女性の活躍を推進します。

基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

長い人生を健やかに生きていくことができるよう、ライフステージや身体的性差に応じた健康支援に取り組みます。併せて、男女の性の尊重への理解を促進し、互いの身体的性差について理解した上で、誰もが思いやりの心を持つ社会になるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、心身の健やかな暮らしを阻む重大な人権侵害であるDV等の根絶に向けて、未然防止の啓発や支援体制の充実を図ります。

さらに、支援を必要とする女性が誰一人取り残されず最適な支援を受けられるよう取り組みを推進していきます。

防災・減災、災害に強い社会の実現のため、防災に関する分野における意思決定過程、及び防災の現場での女性の参画を推進し、男女共同参画の視点からの災害対応に取り組みます。

3 施策の体系

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進
 - ① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進
 - ② 性別による固定的役割分担意識の解消
 - ③ 各種相談事業の実施
 - ④ 人権を尊重するための意識啓発と情報提供

- (2) 男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進
 - ① 学校教育における男女平等教育の推進
 - ② 生涯学習における男女共同参画の推進
 - ③ 家庭教育における男女共同参画の推進

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

- (1) 意思決定過程への女性参画の促進
 - ① 意思決定過程への女性の登用促進
 - ② 各分野への女性の参画の啓発

- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - ① 仕事と生活を両立するための労働環境づくり
 - ② 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

- (3) 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進法に基づく推進計画）
 - ① 職場における男女平等の促進
 - ② 女性のチャレンジ支援と能力開発
 - ③ 農林業、商工業における男女共同参画の推進
 - ④ 事業所に対する啓発

- (4) 国際理解の推進
 - ① 国際理解の推進
 - ② 外国人への支援の充実

基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

- └─ ① 男女の健康に対する支援
- └─ ② 性の尊重への理解促進
- └─ ③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※8に関する意識啓発
- └─ ④ 健康づくりの推進
- └─ ⑤ 食育の推進

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）

- └─ ① 暴力（DV）の防止に向けた意識啓発
- └─ ② 相談体制の充実
- └─ ③ 暴力被害者の保護と自立に向けた支援
- └─ ④ 多様な自立に関する支援の提供

(3) 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

- └─ ① 困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

※8 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、また産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

第3章
計画の内容

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性を認め合い自立できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った意識の醸成や支援に取り組みます。

人は一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在であるという基本的な認識を持った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を性別にとらわれずに認め合い、自立した生活を送ることができるようになることが大切です。併せて、男女共同参画社会の実現を地域的な広がりにしていくため、地域活動や町民協働を推進していきます。

また、誰もが多様な生き方が選択できるように、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行うとともに、次世代を担うこどもたちに向けて男女共同参画への理解を促進します。

〈施策の方向性〉

① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
広報紙及びホームページの活用	男女平等や男女共同参画を推進する記事を掲載し啓発に努め、意識改革を進めます。	総務課
講演会・講座等の開催	男女平等や男女共同参画に関する講演会等を開催し、意識改革を進めます。	総務課 生涯学習課
出前講座の開催	団体・グループ等の要請により男女共同参画についての出前講座を実施します。	総務課 生涯学習課
男女共同参画の視点に立った文書等の表現の見直し	行政文書、広報等の表現に男女平等が生かされているか留意します。	総務課 関係各課

② 性別による固定的役割分担意識の解消

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する意識調査の実施	町民の男女共同参画に関する意識の現状を把握するため、意識調査を実施します。	総務課

③ 各種相談事業の実施

事業名	事業内容	担当課
人権相談の実施	様々な人権問題に対応する人権相談を実施します。	総務課
行政相談・法律相談の実施	行政・法律相談を実施し、法律的な解決に向けた助言を行います。	総務課
相談窓口の周知	相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口の周知に努めます。	総務課 関係各課

④ 人権を尊重するための意識啓発と情報提供

事業名	事業内容	担当課
職員研修の実施	職員を対象に人権に関する研修を実施します。	総務課 生涯学習課
人権問題講演会の開催	町民を対象とした人権問題に関する講演会を開催します。	総務課 生涯学習課
公共施設等における情報提供	公共施設等に人権意識の啓発、男女平等や男女共同参画に関する冊子等を備え置き、情報の提供に努めます。	総務課 生涯学習課

(2) 男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる世代の男女が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

《施策の方向性》

① 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	事業内容	担当課
教職員研修の充実	男女平等、男女共同参画に関する研修会を実施し、男女平等教育の一層の推進を図ります。	学務課
指導の充実	教育活動全体を男女平等、男女共同参画の視点に立ち、児童・生徒の発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善に努め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図ります。	学務課
生活指導や進路指導の充実と体験学習による職業観の育成	個性尊重・男女平等の観点からの生活指導や進路指導を行うとともに、職業観の育成のため中学校において職業体験（スリーデイ・チャレンジ事業）を実施します。	学務課
児童・生徒の発達段階に応じた性教育の充実	児童・生徒の成長過程に即し、人権尊重の観点からの性教育を充実します。	学務課
国際化へ対応した教育	外国語指導助手制度等の活用を図り、国際社会に対応できる児童・生徒の育成に努めます。	学務課

② 生涯学習における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
各種学級・講座の充実	男女共同参画の視点から学習内容の充実に努めるとともに、町民が参加しやすい環境の確保に努めます。	生涯学習課
女性のチャレンジ支援事業の情報提供	男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とした、起業を目指す女性の支援講	総務課 生涯学習課

	座をはじめ、就職支援セミナーなど各種講座の情報提供に努めます。	
託児サービスの実施	子どもをもつ女性が学習活動等に参加しやすい環境をつくるため、託児サービスの実施に努めます。	生涯学習課
まなび亭出前講座の活用	まなび亭出前講座の活用により、行政に関する学習活動を支援します。	生涯学習課
生涯学習人材登録制度の活用	生涯学習人材登録制度の活用により、自主的な学習活動を支援します。	生涯学習課
男女共同参画に関する図書や資料の充実	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館

③ 家庭教育における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
家庭教育学級の充実	家庭における子育て機能の充実が子どもの成長にとって重要であることから、母子保健事業やPTA 活動、地域活動などと連携し、家庭の教育力の向上に努めるとともに、父親を対象とした家庭教育研修などの推進に努めます。	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課 学務課
各種教室・講座の充実	男性も女性も関係なく、子育て・介護・家事が行えるよう各種教室、講座の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課

《指 標》

項 目	現状値	目標値	目標値の設定根拠
意識調査による「家庭生活」「学校教育の場」「地域活動」「職場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「法律や制度」の項目の平等感	「家庭生活」 50.2% 「学校教育の場」 45.3% 「地域活動」 40.1% 「職場」 42.3% 「社会通念・慣習・しきたりなど」 27.3% 「法律や制度」 39.3% (令和7年度)	「家庭生活」 60% 「学校教育の場」 50% 「地域活動」 50% 「職場」 50% 「社会通念・慣習・しきたりなど」 30% 「法律や制度」 50% (令和12年度)	令和7年度に実施した「男女平等意識調査」の平等感(全体値)で「家庭生活」50.2%、「学校教育の場」45.3%、「地域活動」40.1%、「職場」42.3%、「社会通念・慣習・しきたりなど」27.3%、「法律や制度」39.3%の結果となっていることから、本目標値とした。

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

(1) 意思決定過程への女性参画の促進

女性の意見が町政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。

また、町の政策決定にかかわる女性管理職は、少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材の育成を図ります。

《施策の方向性》

① 意思決定過程への女性の登用促進

事業名	事業内容	担当課
審議会等への女性の参画の推進	審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。 令和12年度末の目標値 ・審議会等における女性委員 35%以上 ・女性を含む審議会等の割合 90%	総務課 関係各課
公募による委員の拡大	町民の町政への参加意識を高めるとともに、女性も委員として参加しやすくするため、公募による委員の数を拡大します。	総務課 関係各課
女性職員の積極的な登用	女性職員の管理職への登用を積極的に進めます。	総務課
職員研修の実施	職員を対象とした研修をさらに充実させます。	総務課

② 各分野への女性の参画の啓発

事業名	事業内容	担当課
女性団体、女性リーダーの育成	町内の各種女性団体の積極的な育成に努めるとともに、女性リーダーの育成と資質の向上に努めます。	総務課 関係各課
男性リーダーの育成	各種研修会や男女共同参画を推進する男性リーダーを育成するために講座の開催などの情報提供を行い男性リーダーの育成に努めます。	総務課 関係各課

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

育児や介護、家庭等の家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っているということが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促し、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境を整えることが重要です。

また、女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行うために、保育事業の充実や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

《施策の方向性》**① 仕事と生活を両立するための労働環境づくり**

事業名	事業内容	担当課
コミュニティの推進	地域づくり事業やコミュニティ事業などの地域活動を通して、男女共同参画の推進を図ります。	企画財政課
地域活動への参画の促進	男女を問わず地域活動への参加を促がすため、広報・啓発を行います。	総務課

② 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法に基づく健診や相談及び訪問（こんにちは赤ちゃん事業同時実施）を実施します。	健康福祉課
妊婦健康診査の実施	妊娠の経過の観察と妊婦の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査を実施します。	健康福祉課
地域における子育て支援の充実	子育て支援センターの事業内容の充実を図ります。児童館の設置こどもまんなか社会の実現に向け、こどもや保護者等が自由に利用できるよう充実を図ります。	子育て支援課
家庭における子育て支援の充実	こどもの医療費支給制度の充実を図ります。	子育て支援課
子どもの発達への支援	乳幼児健康診査の保健指導の充実を図ります。	健康福祉課
保育サービスの充実	時間外保育、低年齢児保育、障害児保育、一時保育を実施し、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスを実施します。 令和12年度末の目標値 ・待機児童数 0人 エンジョイ体験教室 保育園・幼稚園の幼少期から外部講師を通じて国際化や多文化に触れる機会を設けることにより、こどもの豊かな人間関係を育み、体験活動を図ります。特定教育・保育施設等給付金事業(こども誰でも通園制度) 保育園等に通っていない生後6か月から満3歳	子育て支援課

	未満のこどもを対象とした新たな通園給付制度で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用でき、すべての子育て家庭への支援の強化を図ります。	
学童保育室の充実	保護者の就労などのため、放課後の児童の生活の場として、学童保育室の充実を図ります。	子育て支援課
病児・病後児等緊急サポート事業の実施	病時・病後時などの緊急に子どものお預かりが必要な方へのサービスとして病児・病後児等緊急サポート事業を実施します。	子育て支援課
子育てに関する講座の実施	地域の子育てリーダーとなる人材の育成に努めます。	生涯学習課
子育てに関する相談体制の推進	育児相談をはじめとして、子育てに関する相談や情報提供に努めます。	健康福祉課 子育て支援課
家庭教育の充実	家庭における子育て機能の充実が子どもの成長にとって重要であることから、母子保健事業やPTA活動、地域活動などと連携し、家庭の教育力の向上に努めるとともに、父親を対象とした家庭教育研修などの推進に努めます。	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課 学務課
各種教室・講座の充実	男性も女性も関係なく、子育て・介護・家事が行えるよう各種教室、講座の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課

(3) 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進法に基づく計画推進）

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するため、セクシュアル・ハラスメント※9、パワー・ハラスメント※10の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和の推進に努め、育児・介護休暇の取得がしやすく、職場に復帰しやすい環境の整備を促進します。

さらに、農林業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

《施策の方向性》**① 職場における男女平等の促進**

事業名	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨を周知し、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	総務課 産業観光課
女性がいきいきと能力を發揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	総務課 産業観光課
多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を働きかけます。	総務課 産業観光課

② 女性のチャレンジ支援と能力開発

事業名	事業内容	担当課
女性の職業能力開発講座等の情報提供	県や関係機関との連携を図り職業能力のスキルアップを目指し労働情報の提供や就労に必要な知識、技能を習得する各種講座などの情報提供の充実を図ります。	総務課 産業観光課
再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、情報提供の充実を図ります。	総務課 産業観光課

※9 セクシュアル・ハラスメント：主として職場を中心として行われる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をする上での一定の不利益を与えること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返したりして相手に不快感を与えるなどの「環境型」などがあります。

※10 パワー・ハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

③ 農林業、商工業における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
家族経営における役割分担の明確化	家族経営にあっては、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいをもって仕事が継続できるよう、仕事の役割分担等について、文書で取り決めするよう推進します。	産業観光課
農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消するため、男女問わず農業の担い手として参画できるよう、県や関係団体と連携を図り、農業技術の講習会等を開催します。	産業観光課
関係団体の育成	農業などに従事する女性の団体の育成を図ります。	産業観光課

④ 事業所に対する啓発

事業名	事業内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	総務課 産業観光課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供	男女ともに仕事と家庭・地域のバランスのとれた生活を実現するため、情報の提供に努めます。	総務課 産業観光課
法制度の周知徹底	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの法制度についての周知徹底に努めます。	総務課 産業観光課

(4) 国際理解の推進

多様な価値観や文化にふれることにより、国際感覚を養い、国際理解の推進に努めます。また、外国人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活情報などの情報の提供に努めます。

〈施策の方向性〉**① 国際理解の推進**

事業名	事業内容	担当課
国際理解の推進	国際理解を深めるため、パンフレット等による広報活動を促進するとともに、国際交流を通じて男女平等を推進します。	総務課
異文化体験事業の実施	外国人による料理教室や民族衣装の紹介などにより異文化体験の機会の提供に努めます。	生涯学習課
外国語教室の開催	外国語を学習する講座・教室を開催します。	生涯学習課
外国語学習サークルの育成	外国語学習サークルの育成に努めます。	生涯学習課

② 外国人への支援の充実

事業名	事業内容	担当課
外国語による生活情報の提供	町からの生活関連情報について、可能な限り外国の方も理解できる表記に努めます。	関係各課

《指 標》

項 目	現状値	目標値	目標値の設定根拠
審議会等における女性委員の割合	27.3% (令和7年度)	35% (令和12年度)	国は令和7年に40%、埼玉県は令和8年度までに42%を目標としている。町の第4次計画の目標値が35%であったことから、施策の推進状況を考慮して35%とした。
女性を含む審議会等の割合	76.9% (令和7年度)	90% (令和12年度)	現状としてある程度の高い割合で実施できているため、目標値を90%とした。
保育園における待機児童数	0人 (令和7年度)	0人 (令和12年度)	現状値として待機児童数0人であり、この状況を維持する必要があるため目標値とした。

基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診（検診）や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と健康教育の推進を図ります。

〈施策の方向性〉

① 男女の健康に対する支援

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査の公費負担回数を国で定める標準健診回数14回を実施します。 令和12年度末の目標値 ・妊婦健康診査公費負担回数 14回	健康福祉課
ママパパ教室の開催	赤ちゃんを迎えるための準備としてパパママ教室を開催します。	健康福祉課
新生児訪問指導の充実	新生児家庭の訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業同時実施）を実施します。 令和12年度末の目標値 ・新生児家庭への全数訪問の実施	健康福祉課
予防接種事業の充実	定期予防接種の積極的勧奨を図るとともに、任意予防接種（子宮頸がんワクチン・インフルエンザ菌（Hib）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン）の接種補助を実施します。	健康福祉課
介護予防の充実	加齢や疾病による機能低下の早期発見を図るため、介護予防事業を充実するとともに、知識の普及、啓発に努めます。	健康福祉課
健康教育の充実	早期のうちから生活習慣病の予防を図るため、各種健康教育を実施します。	健康福祉課
相談体制の充実	健康相談、生活習慣病健康相談、よろず健康相談日を設定し、健康管理について相談しやすい体制を図ります。	健康福祉課

② 性の尊重への理解促進

事業名	事業内容	担当課
広報紙及びホームページの活用	多様な性への理解を推進する記事を掲載し啓発に努め、意識改革を進めます。	総務課
性的少数者への理解	性的少数者（LGBTQ）※3の性的マイノリティに対する人権の配慮に向け、チラシや広報等を使い、人権意識の高揚を行います。	総務課
性の多様性に関する理解促進	「越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の周知に努めます。	総務課

③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

事業名	事業内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう広報紙や啓発パンフレット等より、啓発に努めます。女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努めます。また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。	健康福祉課
母性保護に関する情報提供	町民に対して母性保護の情報を提供し、母性に対する理解と協力が得られるよう情報の提供に努めます。	健康福祉課
小・中学校における保健教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた性に関する知識や、生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性教育）の充実に努めます。	学務課

④ 健康づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
健康づくり推進事業の充実	町民と行政が一体となった健康づくりの推進を図るため、各種保健事業や健康づくり協力員活動を充実します。	健康福祉課
スポーツ大会・スポーツ教室の開催	健康・体力づくりに向けて各種スポーツ大会、スポーツ教室を開催します。	生涯学習課
スポーツ、レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを図るため、指導者の育成確保に努めます。	生涯学習課
健康づくりとしてのウォーキングの普及	ヘルスロードや地区のウォーキングマップを活用し、健康づくりとしてのウォーキングの普及に努めます。	健康福祉課

⑤ 食育^{※11}の推進

事業名	事業内容	担当課
正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促がすため広報紙や啓発資料等により情報の提供に努めます。	健康福祉課
学校給食・保育園給食を通じた食育の推進	学校給食・保育園給食等を通じて、食に関する教育の推進に努めます。	子育て支援課 学務課
親子体験教室の開催	親子体験教室等の機会を通じて、親子で食生活に対する関心と正しい理解の普及に努めます。	生涯学習課

※11 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを言います。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において主に行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性もあります。

また、DVの被害者が、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要となります。

行政にあっては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の趣旨を踏まえ、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要となります。中でも特に、最も身近な行政主体である市町村には、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うことが求められます。

DV防止法では、市町村に対して、基本計画の策定に努めることを求めています。本町においては、上記の基本計画を本計画と一体的に策定し、DVの根絶に向けて、関係機関と連携し、DVを許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていきます。同時に、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図り、被害者が相談しやすい環境を整備し、関係機関との連携体制を整備します。

〈施策の方向性〉**① 暴力（DV）の防止に向けた意識啓発**

事業名	事業内容	担当課
暴力の防止に向けた啓発活動	人権尊重の観点から、様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	総務課 子育て支援課
啓発紙の発行等による啓発	女性に対する暴力を防止するため、情報紙、広報紙などの配布、関連図書及び啓発ビデオの貸し出しなどにより啓発活動の充実をします。	総務課 子育て支援課

② 相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
相談事業の実施	DV等の相談に対応できるよう庁内の体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
相談窓口の周知	DV等の相談に応じるため、広報紙や町ホームページの他、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。	総務課 健康福祉課 子育て支援課

③ 暴力被害者の保護と支援

事業名	事業内容	担当課
保護支援体制の整備	被害者の救済を迅速に対応するため、関係課の連携を強化するとともに、ケースに応じた対応が図られるよう体制を整備します。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
関係機関との連携	被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センター、女性のための緊急一時避難所等の関係機関との連携を推進します。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
安全の確保への配慮	被害者の生命身体の安全を確保するため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮します。	全課 (主管課：総務課)

④ 多様な自立に関する支援の提供

事業名	事業内容	担当課
自立に関する支援の充実	DV被害者が避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた必要な支援を行います。 ・面接相談、電話相談、専門相談の充実を図ります。 ・被害者に関する個人情報の保護に努めます。 ・こどもに対する支援の充実を図ります。	総務課 健康福祉課 子育て支援課 学務課

※上記の施策については、デートDV等交際相手からふるわれる暴力の場合についても、準じて取り扱うこととします。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

女性は男性に比べ、雇用形態や出産・子育てを経た就労継続の差などを背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすいと言われています。男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせるように、相談・支援体制を充実させ、生活を立て直していく取組が必要です。

《施策の方向性》

① 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

事業名	事業内容	担当課
困難な問題を抱える女性への相談の充実	困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実（多様な相談体制の整備、相談事業の周知）	健康福祉課 子育て支援課 保健センター 学務課 総務課
困難な問題を抱える女性への子育て支援の充実	児童館の設置こどもまんなか社会の実現に向け、こどもや保護者等が自由に利用できるよう充実を図ります。	子育て支援課

	また、保育園等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に子育て家庭への支援を強化を図ります。	
困難な問題を抱える女性への自立支援	困難な問題を抱える女性への自立に向けた支援体制の充実（関係機関連携による支援体制の整備）	健康福祉課 子育て支援課 保健センター 学務課 総務課

《指 標》

項 目	現状値	目標値	目標値の設定根拠
国民健康保険における特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率	受診率 36.4% 実施率 36.2% (令和7年度)	受診率 60%以上 実施率 60%以上 (令和12年度)	越生町特定健康診査等実施計画において令和11年度の目標数値は受診率60%、実施率60%とされており、令和7年度の数値を考慮し、目標値を設定した。
女性特有のがん（乳がん・子宮頸がん）検診受診率	乳がん検診 16.9% 子宮頸がん検診 12.3% (令和7年度)	乳がん検診 60%以上 子宮頸がん検診 60%以上 (令和12年度)	国における女性特有のがん検診受診率目標とした。
妊婦健康診査公費負担回数	14回 (令和7年度)	14回 (令和12年度)	国における妊婦健康診査の標準健診回数の14回を平成21年度から実施しているが、現状値の維持を目標値とした。
新生児訪問の実施数	全数訪問 (令和7年度)	全数訪問 (令和12年度)	越生町次世代育成支援行動計画の目標値とした。
障がい者の就労支援者の数	6人 (令和7年度)	8人 (令和12年度)	越生町障がい者福祉計画の目標値とした。（一般就労移行者数）
自主防犯組織の組織率	37.9% (令和7年度)	50%以上 (令和12年度)	令和7年4月現在の地区における自主防犯組織数は11地区となっている。地区の半数が組織することを目標値とした。

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

計画の実効性を高めるためには、職員一人ひとりの男女共同参画意識のさらなる醸成を図るとともに、全庁的に男女共同参画推進体制を強化していく必要があります。さらに、町全体で計画を推進していくためには、計画の進捗状況を把握し、町職員だけではなく、当町に関わるすべての人に周知していくことが重要であるとともに、町民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて努力する必要があります。

また、男女共同参画の問題は広い範囲にわたっていることから、就労・社会保障の問題など町独自では解決できないものが多く見られます。そのため、必要な事項については、関係各課と協議の上、国・県等への働きかけを行っていく必要があります。

1 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携を図り、総合的かつ計画的に施策を推進できるよう、職員の研修等を行い、男女共同参画の意識改革に努めます。

2 町民との協働による計画の推進

男女共同参画社会の実現を目指して、町民と行政の協働による計画の推進が必要です。

計画の推進にあたっては、町民の委員で構成する「男女共生推進会議」を主体として、町民とともに計画を推進していきます。

3 国・県及び関係団体との連携

男女共同参画社会を実現していくうえで課題は幅広く、法制度や財政にかかわる問題もあることから、必要に応じて国・県及び関係団体等に要望していきます。

越生町男女共同参画プラン

(第5次計画)

令和8年度～令和12年度

—令和8年4月発行—

発行 越生町

編集 越生町 総務課

〒350-0494

埼玉県入間郡越生町大字越生 900 番地 2

電話 049-292-3121 (代表)

FAX 049-292-5400